

平成27年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成27年3月20日（金） 午後2時00分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
荒 川 由美子	委員長職務代理者
齋 藤 道 子	委 員
三 浦 溥太郎	委 員
青 木 克 明	委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	菱 沼 孝
教育総務部生涯学習課長	野 間 俊 行
教育総務部教職員課長	栗 原 裕
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	小田部 英 仁
学校教育部教育指導課長	丸 瀬 正
学校教育部支援教育課長	三 浦 昭 夫
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	市 川 敦 義

4 傍聴人 6名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に青木委員を指名した。

- 日程第3 議案第19号、日程第4 議案第20号、日程第5 議案第21号は、人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成27年2月7日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、「インフルエンザによる学級閉鎖」の状況です。

今シーズンのインフルエンザによる学級閉鎖は、昨年10月28日の長沢中学校での措置を初発に、これまで58校・延269学級で措置が取られました。

本日時点では、学級閉鎖の措置が取られた学校はありません。

ちなみに、昨シーズンは、初発が1月16日で、累計では57校・延322学級の措置でありました。

今シーズン学級閉鎖の措置が取られた学級数は、数年ぶりの大流行であった昨年度より減少してはいますが、昨シーズンより2カ月以上も早く措置が開始されたため、長期にわたる流行となり、各学校では昨年に引き続き厳しい状況のシーズンとなりました。

次に、他市において起きた出来事ですが、児童生徒が被害者となる痛ましい事件に対しての委員会として対応についてです。

2月5日夕刻に和歌山県紀の川市で起きた小学5年生の刺殺事件に対しては、学校周辺の不審者等について県警察が警備を強化するとの連絡を受け、翌日付で学校も保護者と連携した対応されるよう通知をいたしました。

また、2月20日の県内川崎市での中学1年生殺傷事件に対しては、27日付で、長期休業児童生徒への対応をさらに強めるよう通知をいたしました。

教育委員会として、児童生徒の生命や身体に対する安全への配慮は、何よりも重視しなければならないこととして、常に啓発等に努めてまいります。

次に、2月定例会でも所管の課長から報告させていただいた「東京湾要塞跡、猿島砲台跡、千代が崎砲台跡」につきましても、予定通り3月10日付官報に告示されましたので、国指定史跡となりました。

今後は、計画的に保存整備と公開活用を進めてまいります。

美術館においては、本年度最後の企画展として、2月7日から4月5日までの会期で、「生誕110年 海老原喜之助展—エスプリと情熱—」が開催されています。

中央・北・南の3図書館では、人生の最終盤での生き方等について考える「課題解決コーナー—終活ってどんなこと？」を1月23日から3月11日まで設置をして関連行事などを行ってまいりました。

次に、3月2日の総合高校を皮切りに、本日23小学校を最後に市立学校74校・園の卒業式が終了し、卒業生が新たな道へと進んで行きました。

委員の皆様にもご参列をいただきありがとうございました。

4月からのそれぞれの、小学生・中学生・高校生・大学生・社会人としての生活が充実したものとなるよう祈っているところです。

次に2月17日から3月25日まで、37日間の会期で開催されている「市議会第1回定例会」についてです。

平成27年度予算審議を中心に、本会議における代表質問・個人質問、また予算決算常任委員会及び同分科会や教育福祉常任委員会で審議を重ねているところです。

最終日25日の本会議において平成27年度予算や改正条例が確定することになります。

最後に、教職員の新規採用状況についてです。

3月16日(月)に、新規採用教職員及び管外採用教職員の説明会を行いました。本年度末に99名が退職することもあり、平成27年度は、77名の新規採用者及び6名の管外採用者を迎える予定です。

教育公務員としての自覚を持ち、児童生徒はもちろん保護者や地域からも信頼される教職員となるよう、人材育成に努めてまいります。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第17号『教育職員手当等支給規則中改正について』

日程第6 議案第22号『教育長の臨時代理による事務の承認について（市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出）』

委員長 内容に関連があるため、一括して議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは議案第17号、「教育職員手当等支給規則中改正について」および、議案第22号、「教育長の臨時代理による事務の承認について」をご説明いたします。

初めに、議案第22号をご覧ください。

今回、議案として提出させていただきました「教育長の臨時代理による事務の承認について（市立高等学校および市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正）」については、教育職員の給与改定の実施にかかる事務を、教育長の臨時代理により執行し、2月17日に市議会に議案として提出いたしました。これが、3月2日の本会議において可決されましたので、教育長の臨時代理による事務の承認について、改めて議案として提出し、ご承認いただくものであります。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。本市の「教育職給料表」、及び「中学校任期付教育職給料表」については、県と市の人事異動の活性化を図るため、神奈川県教育職給料表に準拠しております。この条例改正は、本市の「教育職員」及び、「中学校任期付職員」の給与を、平成26年神奈川県人事委員会勧告に準じて、引き上げ改定するため、別表第1、および別表第2を改正するものであります。別表第1、および別表第2については、2ページから11ページをご覧ください。

続きまして、11ページをご覧ください。

附則1、および2についてであります。この改正後の条例について、平成26年4月1日に遡って適用することを定めるものであります。

また、23ページから26ページまでに、改正前と改正後の、給料月額の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

次に、議案第17号をご覧ください。

今回、議案として提出させていただきました教育職員手当等支給規則中改正については、先にご説明いたしました市立高等学校および市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正に伴い、教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額を、神奈川県に倣って平成26年4月に遡って引き上げるために規則を改正するものであります。

1ページをご覧ください。この規則改正は、教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額を、給料表の改正に伴って改正するものであります。教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額（加算額）とは、総括教諭等が教頭に昇任した際、教頭の給料月額に加える加算額のことです。この改正によって、教頭昇任時の給与の逆転を防いでおります。

なお、この規則は平成26年4月1日から適用いたします。

以上で議案第17号および議案第22号の説明を終えさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第17号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

質問・討論なく、採決の結果、議案第22号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第18号『教育委員会専決規程中改正について』
報告事項（1）『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

委員長 内容に関連があるため、一括して聴取することを宣言

（総務課長）

議案第18号『教育委員会専決規程中改正について』及び報告事項（1）『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』説明いたします。

はじめに、報告事項（1）『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』説明いたします。

報告事項（1）の資料をご用意ください。

はじめに、規則の改正内容についてご説明いたします。改正箇所は7点ございますので、順次ご説明いたします。

3ページをお開きください。

こちらの、教育委員会事務局等事務分掌規則改正案の朱書きによりご説明させていただきます。

はじめに、第6条 総務課に、第20号として、『よこすか教育ネットワークの管理運営に関すること。』を追加いたします。これは、教育研究所で行っております、教育用コンピュータの整備や学校イントラネットの管理運営などの、よこすか教育ネットワークに関する事務を、教育総務部総務課（教育政策担当）で行うよう執行体制を変更しようとするものでございます。この第20号の追加に伴い、それ以降を繰り下げます。

次に、5ページをお開きください。

第7条 学校教育部 教育指導課に第3号として、『学校運営の調整に関する

こと。』を追加するものです。

これは、教育総務部総務課（教育政策担当）でおこなっている小中一貫教育の推進に関する事務などを教育指導課に移管することに併せ、条文を追加するものです。この第3号の追加に伴い、それ以降を繰り下げます。

次に、6ページをお開き下さい。

支援教育課に第7号として、『教育相談に関すること。』を追加いたします。

これは、こども育成部こども青少年支援課より教育相談業務を支援教育課へ移管することに伴い、追加するものです。この追加に伴い、それ以降を1号ずつ繰り下げます。

7ページをご覧下さい。

スポーツ課について、基金条例の改正に伴い、第12号『スポーツ基金に関すること。』を追加するものです。

今回の「教育委員会事務局等事務分掌規則の改正について」は、通常であれば議案として提出させていただくところですが、このスポーツ基金の関係で本日は報告事項として提出させていただきました。この理由ですが、スポーツ基金を設置するための基金条例の改正議案について、2月の教育委員会定例会でご承認いただき、現在、市議会第1回定例会において、ご審議いただいているところですが、現時点では、市議会の議決をいただいております、基金の設置がなされておりません。

このため、市議会において議案『基金条例中改正について』が可決された後、他の改正も併せて、ただちに教育長の臨時代理により『教育委員会事務局等事務分掌規則』の改正を行いたいと考えております。

ここで、事務局で想定しております日程も含めた今後の手続きについてご説明いたします。

恐れ入りますが、報告事項1の補足説明資料をご覧ください。

「手続きの流れ」を記載した表となっております。本日3月20日、教育委員会定例会で規則の改正内容及び今後の手続きについてご説明し、次に3月25日ですが、市議会本会議が開催され、基金条例の改正についてご議決をいただいた後、教育長の臨時代理により『教育委員会事務局等事務分掌規則』の改正を行いたい、と考えています。

次に、4月24日の教育委員会定例会において、3月25日に行った教育長の臨時代理による事務の承認をお願いする議案を提出したい、と考えております。事務局で想定しております、事務手続きの流れについては以上です。

恐れ入りますが、報告事項（1）の資料に御戻りいただき、7ページをご覧ください。

次に、第21条教育研究所の事務分掌についてですが、第3号を「情報教育の

推進に関すること。」に改めるものです。これは、よこすか教育ネットワークに関する事務を教育総務部総務課（教育政策担当）に移管することに伴い、条文の改正を行うものです。

次に、第 21 条の 2 として「教育情報システム室」を追加いたします。これは、先ほど申しあげました執行体制の変更により、総務課の出先機関として、教育研究所内に「教育情報システム室」を設置することによるものです。設置場所、所掌事務等は記載のとおりでございます。

10 ページをご覧ください。

教育情報システム室の設置に伴い、勤務する職員の勤務時間を定める必要が生じるため、「教育委員会職員の勤務時間に関する規則」の別表へ「教育情報システム室」を追加するものです。勤務時間等は、教育研究所と同様になっております。

恐れ入りますが、8 ページへお戻りください。

最後に、附属機関についてですが、第 22 条第 2 号「条例によるもの」のうち「横須賀市立高等学校教育改革検討委員会」を削除いたします。これは、横須賀市立高等学校教育改革検討委員会が平成 27 年 3 月 31 日で失効するため、削除するものです。

施行日は、平成 27 年 4 月 1 日としております。

改正内容は以上でございますが、先ほどご説明しましたとおり、3 月 25 日の市議会本会議において、基金条例中改正についての議案を議決いただいた後、教育長の臨時代理により『教育委員会事務局等事務分掌規則』を改正し、次回の教育委員会定例会で、改めて承認議案として提出し、ご審議頂きたいと考えています。

以上で報告事項（1）「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について」の説明を終わります。

次に、議案第 18 号『教育委員会専決規程中改正』について、ご説明いたします。

報告事項（1）教育委員会事務局等事務分掌規則中改正でご説明しましたとおり、執行体制の変更により『教育情報システム室』を設置することとなりました。総務課（教育政策担当）の出先機関となり、係長級職員である室長を配置しますので、室長の専決事項について規定するため、改正しようとするものです。

議案第 18 号の 6 ページをご覧ください。改正議案の朱書きでご説明いたします。

第 2 条 別表第 2 共通事務（人事事項）へ「6 教育情報システム室」を追

加しようとするものです。決裁区分、専決事項は記載の通り規定したいと考えています。

なお、これは、現在、係長級が館長の事務を取り扱っております北図書館、南図書館、児童図書館と同様の内容となります。

施行日は、平成 27 年 4 月 1 日としております。

以上で、議案第 18 号及び報告事項 1 の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(齋藤委員)

報告事項 1 の 5 ページについて、学校教育部の教育指導課の中に 3 号として「学校運営の調整に関すること」という文言を入れる、と先ほどのご説明にありましたのは、これは今もやっております小中一貫に関しての調整ということなのではないでしょうか。と申しますのは、ほかの 1 とか 2 とかそれ以降はかなり具体的に、これを見たときに何をやるかがわかるのですが、「学校運営の調整に関すること」というと、やや具体性がほかの例に比べて足りないような気がするので、具体的にもう一度何をこれは調整するのか、その目的をお聞きしたいのですが。

(総務課長)

これは今まで総務課で行っていた小中一貫教育、これまではどちらかというところと申しますか、小中一貫教育をこれから推進していく上でのさまざまな研究活動を中心に行ってまいりましたが、それらを今後、全市への展開を視野に入れて、より実践に近づけていく予定です。そのため今回、教育指導課に移管するわけですが、その際に、小中一貫以外に政策的な事業も出てくると思いますので、それらの受け皿として、また学校運営に寄り添ってさまざまな調整をするというような形で、割と幅広に捉えられるように文言を追加させていただきました。

(齋藤委員)

わかりました。そうすると、ある程度いろんな状況に対応できるように、やや広目のわざとそういう言葉にしているということですね。わかりました。ありがとうございます。

(森武委員長)

今、齋藤委員からご質問がございました教育指導課に移管される「学校運営の調整に関すること」ということなんですけれども、移管されるということは、

もともとあった総務課の何かの仕事が移管するのかなと思ったのですが、総務課からの削除がないのですけれども、現状、小中一貫については総務課のどの所掌に基づいて運営されていたのでしょうか。

(総務課長)

3ページになりますが、小中一貫については2号の「教育施策の調整に関すること」というところで行っていました。

(森武委員長)

そういたしますと、最初は小中一貫をどのように実現するかということで教育政策的な課題ということで教育政策の調整ということでやられて、それが具体化してきた中で、教育指導課に移管するに当たって「学校運営の調整」という文言を入れてそちらに移管すると、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

(総務課長)

そのとおりでございます。

(森武委員長)

あともう一点、同じく3ページなのですけれども、今回新たに追加される20号「よこすか教育ネットワークの管理運営に関すること」ということなのですけれども、よこすか教育ネットワークというのは、そもそもどの範囲のものまでをこのネットワークに含められているのでしょうか。

(総務課長)

現在、教育研究所で行っておりますLAN整備、ネットワークの管理、教育用コンピューターの整備等を教育政策担当へ移管します。具体的な事業でいいますと、現在、教育研究所で行っておりますよこすか教育ネットワークセンター事業費、それとICT活用教育推進事業費、この中には教育情報化支援事業、事業の支援を行うソフト的な事業がありますけれども、それらを除いたハードの整備やネットワークの管理、そういった事業が教育ネットワークの管理運営ということで捉えております。

(森武委員長)

わかりました。そうしますと、確認なのですけれども、学校の中、現在、教育研究所にあるサーバとかそういう、あるいは教育研究所と学校を結ぶLANなどはもちろんこのネットワークに入るといえるのは容易に理解できるのですけ

れども、学校現場にあります、例えばパソコン教室のパソコン本体とか、あるいは普通教室にあるパソコン、もうちょっと含めると職員室にある教員用のコンピューター等というのは、これは全てよこすか教育ネットワークにぶら下がっているから、もうこれはよこすか教育ネットワークの一部だという認識でよろしいわけでしょうか。

(総務課長)

そのとおりでございます。

(森武委員長)

わかりました。

もう一点お伺いしたいのですが、同じ報告事項(1)の7ページなのですが、第21条のところでは今度は教育研究所に残るほうの事務分掌ですが、改正される「教育の情報化推進」というところを「情報教育の推進」ということになっていきますが、これは具体的にはどういうものがどういふふうに変わるという理解でよろしいのでしょうか。

(教育研究所長)

教育の情報化推進と申しますと、子どもたちの教育とハードの整備という2つの概念が存在して、教育情報化が総務課のほうに移管されるということで、ハード面のほうは総務課のほうに、そしてソフト面である子どもたちの教育情報の指導とか先生方のスキルの教育を教育研究所のほうで行うということでございます。

(森武委員長)

わかりました。大体わかったのですが、現在、小中学校の教員が使われている校務支援システムというのはどちらに入るようになるのでしょうか。

(教育研究所長)

契約やシステムの管理運営に関しましては、ハード面になりますので総務課に移管しますが、その使用に当たっての相談や使い方に関しては、やはり教育研究所のほうである程度ケアしていきたいと考えています。

(森武委員長)

わかりました。中身についてはわかったのですが、そうしますと、情報教育の推進という職務範囲の中で、校務支援システムのソフト的な教育とか支

援を行うというのは何か少し毛色が違う、学校の教員の先生方の事務ですので情報教育ではないと思うんですけど、そのあたりはどのような整理をされているのでしょうか。

(教育研究所長)

委員のおっしゃるとおり、情報教育と申しますと、やはり子どもたちの情報リテラシーですとか教育等が普通の概念になりますけれども、本来の場合、校務支援システムは学校の大人たち、教職員のものでありますから、総務課がハードという形で考えてもいいのですけれども、ただ、今まで使い方とかさまざまところで先生が使うことについて、指導主事がよく校務のことをわかっていますので、どうしてもそこは引き続きお手伝いしないといけないと思っています。情報教育という概念からちょっと逸脱しているのですけれども、引き続き残るといふ考え方になっています。

(森武委員長)

今のご説明はよくわかったのですが、この文言からとれないことを最初からやることを想定されているというのは少し違和感があるのですが、このあたりは本当にこれでいいのか、あるいは今の説明以外にもう少し補足の説明があればお願いしたいのですけれども。

(教育研究所長)

校務支援システムは全国的に先生方の校務を助けるために展開しているものですので、自治体によってはほとんど全部指導主事に関わらない校務という形で総務課のほうをやっている場合が非常に多いのですけれども、うちは比較的早い段階から導入したものですから、学校現場とともに作ったという過程があるので、どうしても残ってしまっていますが、大分使い方等も慣れてきていただいて、学校現場のほうも安定してきていますので、いずれはハード会社さん、システムを開発した業者さんにサポートセンター等があるのでそこに頼んで、こちらの教育研究所の業務からは切り離す。ハード面の整備の一貫としてのサポートということによってやっていくような考え方は持っております。将来的には他市と同様に、校務支援システムに関してはハード面だけに移行したいというふうに考えています。

(森武委員長)

わかりました。今のご説明はよくわかったのですけれども、そうすると、今の改正案は移行後を前提とした文言になっているのかなという理解をしたのです

けども、現状では情報教育の推進に当たらないけどそれをやるというところがまず第1点と、その場合に、いつかの時点でそれをまた今度新しくできる教育情報システム室に移管するときに、文言の改正なく移管されてしまうので、そうすると何かそのあたりがはっきりしないような気もするのですけれども、それは特に今後のスケジュールとか、移管するなら移管するスケジュールとか、今後の仕事の割り振りについて何か後でそごが生じるということはないのでしょうか。

(総務課長)

今まで長年、教育研究所が行っていたものを今回、平成27年度から主にハード面を移管します。その経過の中で、今言ったようなこともありますので、あとは事務分掌規則の執行段階の留意事項が下のレベルにありますので、そういったところで少し何か工夫ができないか考えていきたいと思います。

(森武委員長)

わかりました。

私のほうからもう一点お聞きしたいんですけども、今度は議案第18号のところに行く、報告事項の一番最後のページです、10ページのところを少し見比べてのお話なんですけども、今回設置される教育情報システム室というのは、さっきご説明のときには何か教育研究所内という言葉がありましたけれども、これは教育研究所内ではなくて、建物は同じかもしれませんが、教育研究所とは違う全く独立した、むしろ総務課の下部組織として新しい室をつくるという理解でよろしいのでしょうか。

(総務課長)

場所を教育研究所内ということで、組織としては総務課の組織になります。

(森武委員長)

それで、ここから先は細かい話なんですけども、議案第18号のほうの別表第2ですので4ページからになるんですけども、そのところはそれぞれ共通事務とかということで、まず1に教育委員会の事務局があつて、2に中央図書館、北図書館、自然人文博物館という形で教育研究所があつて、最後に教育情報システム室を追加するという形で6番という形で挙げられています。一方の報告事項のほうは、事務局というのが今の1番の事務局に相当すると思うんですけど、いきなり2番のところに教育情報システム室が来て、3件目のところから中央図書館という形で、何か並びが変わっているんですけど、この並びが変

えられている理由というのはあるのでしょうか。

(総務課長)

この作成については、行政管理課の法規担当と調整をし、本日、お示しをさせていただきました。項目第1の10ページについては、総務課というところで組織順でいうと一番上にありますので、事務局の次に位置づけるという考え方です。議案第18号については、ここは番号をずらさずに最後の6番のところに設置したという、そういう整理かと思えます。

(森武委員長)

こういう一貫した文章に関しては、編成順でいくのか、あるいは条例設置の組織をまず書いて、これ多分、室は条例設置じゃないと思うので、後に書かれるとか多分並べ方があると思うので、一方は条例設置を先に書いて室を一番最後に持ってきて、もう一方は、総務課に近いからということで書かれているということで、あまり整合がとれていない気もするんですけど、このあたりこれでいいのかなというところが疑問なんですけど、よろしいでしょうか。

(総務課長)

ご指摘いただきました事務局そして教育機関、出先機関という並びであれば議案第18号のほうは整理されているかと思えますので、報告事項(1)の事務分掌規則の変更については改めて行政管理課法規担当と相談をして、なるべく整合がとれるように整理したいと思います。

(森武委員長)

わかりました。報告事項のほうはまだ臨時代理されるまで数日というか1週間ぐらいあるかと思えますので、もう一度行政管理課のほうと調整、不整合を指摘した上でご確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

討論なく、採決の結果、議案第18号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項の聴取を宣言

報告事項(2)『横須賀市施設配置適正化計画について』

(教育政策担当課長)

それでは、横須賀市が策定した「横須賀市施設配置適正化計画」について、ご報告します。以後、「計画」と呼びます。

平成 26 年の教育委員会 6 月定例会にて、「横須賀市施設配置適正化計画の素案」について説明させていただきました。今回は「素案」からの変更点を中心に説明いたします。

「計画」の表紙をおめくりください。今回、「はじめに」という項目を追加し、計画策定の趣旨を記載しております。

次に、「計画」の 19 ページをお開きください。第 3 章 施設配置適正化に関する基本的な考え方の 2 施設の在り方に関する方針として、各施設の在り方を考える際の、各施設の機能、役割を踏まえた方針を示しています。

この中で、教育委員会に関わる個別の施設としては、(1) 地域拠点施設の確保の中で、「小学校、中学校は、縮減しつつも、放課後の子どもたちが安心して過ごすための拠点施設としての整備を検討します。」と記載しています。

その他の教育委員会関連施設としては、(2) 子ども・子育て支援新制度への対応の中で、市立幼稚園の廃止、(4) 中核的エリアの整備の中で、児童図書館への青少年会館の一部機能の集約、(5) 施設サービスの転換・効率化の中で、地域開放型学校プールの導入について記載しています。

次に、26 ページ以降に記載されている 第 4 章 施設ごとの現状および適正化に向けた方向性 における教育委員会関連施設の目標縮減率や適正化に向けた考え方等については、「素案」と変更はありません。

次に、66 ページをお開きください。

新たに、第 5 章として「進行管理」についての記載があり、67 ページの 3 施設分野別実施計画では、「本計画の推進に向け、公共施設適正化推進本部に、施設ごとの検討部会を設置し、別途、個別施設分野別の実施計画を策定する。」とされています。

また、個別施設分野別実施計画の策定においては、施設利用者や地域住民などへの説明を行い、意見や提案などを聴取していくこととしています。

教育委員会に関連する施設ごとの主な検討部会としては、「小中学校検討部会」・「幼稚園検討部会」・「文化会館・はまゆう会館検討部会」・「児童図書館・青少年会館検討部会」・「青少年の家検討部会」が想定されており、平成 27 年 4 月に検討部会の詳細が決定することになっております。

今後の取り組みにつきましては、検討部会の詳細が決定したのち、個別施設分野ごとに、教育委員会にお諮りしていくことを考えています。

以上で、「横須賀市施設配置適正化計画」についてのご説明をおわります。

(荒川委員)

先ほどご説明いただいた 67 ページに分野別実施計画を検討する主な検討部会というのが出ておりました、いろいろなところで検討部会が開かれるのですが、ここに携わる方々はどのような形でどのような方々が、あるいは市民の方に公募してとか、そういうようなこともお考えなのか、それとも関係する役所の中の方々の検討部会なのかというあたりを、具体的にどんな方々が検討するのかというところを教えていただければありがたいなと思います。

(教育政策担当課長)

先ほど申し上げましたとおり、詳細については 4 月に説明会等が市長部局の財政部からありますが、基本的には内部の検討会ということで、それぞれの関連部局、例えば小中学校部会ですと、放課後児童対策との関連も課題ですので、こども育成部が参画して、部会長としては教育総務部長という形の想定が現在されております。ですので、その中心となる部の部長の方が部会長になって、その下に課長、係長・主査級が参画しまして、実施計画を作成していく。ただし、その中で先ほど申し上げましたとおり、地域の方のご意見ですとか、その他関係者のご意見をきちっと聞いていくという場を設けていくことも考えております。

(荒川委員)

ありがとうございます。

(齋藤委員)

最後の 75 ページの市民参加の状況というところで、これまでどういう説明会とか市民の方のご意見をいただく会をやりましたということがありますが、その中の一番下のパブリックコメントで、198 人の方から 658 件のご意見をいただいたとありまして、詳細な資料は今、お持ちではないかもしれないんですが、658 件のご意見の中に教育委員会に関するもので、何か特にこういうご指摘があったとか、そういうことはわかりでしょうか。

(教育政策担当課長)

このほとんどは教育委員会のことで占められておりました、当然その中では一番関心の高い小中学校の統廃合のことがいわれておりました、行政のほうだけで中心に進めていくのではなく、地域の意見を聞いていただき、特に小学校の統廃合については、小学校が新しくできたときに、分かれたときに様々な経緯等がございますので、その辺のところをよく地元の意見を聞き、進めていっ

てほしい、検討して行ってほしいというような意見が相当数ございました。

(齋藤委員)

そうすると、先ほどの荒川委員のご質問へのお答えでありましたように、今後組織される分野別の検討部会とかにおいて、なるべくそういうようなご意見を伺う場をつくっていきましょうということだという理解でよろしいでしょうか。

(教育政策担当課長)

そのとおりでございます。それともう一つ、教育政策担当において、小中学校の適正化配置審議会というものを条例設置しておりますが、ただ、今回、この施設配置適正化計画もございましたので、まだ実際には発効というかスタートしてございません。ですので、今後は検討部会がどういう形で進んでいくかの判断をしまして、教育委員の皆様にお諮りをしながら、どういう形で取り組んでいくのか、ご相談し、ご指導していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(齋藤委員)

わかりました。ありがとうございました。

(森武委員長)

先ほど荒川委員のご質問にもございましたけども、66ページ、67ページの進捗管理のところなんですけども、66ページの図のほう、推進体制のイメージとこのを見ると、公共施設適正化推進本部ということで、市長が本部長、副市長、全部局長で構成というふうに書かれているんですけども、このところに先ほどの教育政策担当課長からのご説明で、学校関係であれば教育総務部長が部局長として入るようなイメージということでよろしいわけでしょうか。

(教育政策担当課長)

この本部会議には教育長も参画されていまして、教育総務部長、学校教育部長両部長も委員ということで参画をいただいております。

(森武委員長)

1点確認なんですけども、これは教育長あるいは部長が施設推進本部のメンバーとして入られるというときに、教育委員会を代表して入られているのか、個人的に教育長をメンバーに入れているかと、要はそこで教育長なり部長が意

思なり発言をされるときに、教育委員会の意向を持ってされるのか、それともご自身個人の責任でされるのかと、そのあたりはこの位置づけはどうなっているのでしょうか。

(教育政策担当課長)

当然、教育委員会の一員ということでの参画ということになっています。

(森武委員長)

わかりました。市長部局であれば、市長がいて部長がおられますので、部長が市長のトップのところに入っても別に何の違和感もないんですけれども、教育委員会の場合、やはりちょっと特殊で、市長がトップのところに入ると、そこで決めたからということになったときに、教育委員会との関係というものもあると思いますので、そのあたりは今のご説明であれば安心しましたけれども、ぜひそのような形で進めていただければというふうに思います。

報告事項(3)『小中一貫教育の推進について』

(教育政策担当課長)

冊子「小中一貫教育を進めるために」について、説明いたします。

平成28年度からスタートいたします「小中一貫教育」の取り組みに向けて、各中学校ブロックにおいて、平成27年度に、準備を進めていただくための手引書的な意味も含めまして、本冊子を作成いたしました。

本冊子は、表紙に「小中一貫教育推進校の実践から」とありますように、4つの推進ブロックにおける実践をもとに整理をいたしました。

4つの推進ブロックにつきましては、平成27年度も推進校としての役割をお願いしているところです。平成26年度は、北下浦中ブロックと長井中ブロックに、市内に向けて、その取り組みを公開していただきました。平成27年度は、常葉中ブロックと岩戸中ブロックに、取り組みの公開をお願いしております。本冊子は、4月になりましたら、全教職員に配布いたします。

なお、26ページ以降の参考資料につきましては、ブロックにおいて活用しやすいように、データとしてイントラネットに掲載をいたします。

平成28年度に向け、各ブロックで準備を進めていくことができるように、ていねいに情報を発信していきたいと考えております。

以上で、「小中一貫教育を進めるために」についてのご説明を終わります。

(森武委員長)

34 ページのQ&Aのところなんですけども、質問の2番、Q2なんですけども、小中連携と小中一貫教育の違いということでアンサーの2ということで説明されているんですけども、この連携と一貫という言葉は、ある意味ちよつと言葉遊びのようなところがあるかもしれませんが、本当にこういう、いわゆるここに書かれているような違いというのが広く社会一般の合意事項なのか、横須賀市ではこういうふうに考えているということでQ&Aを書かれているのか、このあたりについて、もしわかる方がおられれば教えていただきたいと思うんですけども。

(教育政策担当課長)

委員長がおっしゃるとおり、連携と一貫ということについては、これまでもいろいろどこが違うのかという議論が、それから横須賀市の学校の中においても当然ありました。その中で一つは、これまで連携というのは小学校から中学校への橋渡しの、特に小学校6年生と中学校1年生の接する部分のところが中心に行われてきたという経過がありますが、今後、私ども横須賀市の行っていく小中一貫というのは、「義務教育9年間で子どもを育てるという」9年間を見通した学びの系統性・連続性というものを重視した中で、小中学校の全教職員が参加をしていく、協働してやっていくということに重点を置いて行っていくということで、進めさせていただきます。

(森武委員長)

私ども、以前から研修に行ったり、いろいろな機会でお話をいただいているんですけども、例えば小中一貫の中で一貫校をつくってやるという方式も他都市ではやられているかと思うんですけども、その場合はっきり一貫ということで9年間ということで連携校ということで一つの学校になっていて、何とか園という形になっているんですけども、横須賀ではそこは目指さないということだったと思うので、でも連携ではなくて一貫だということというのは、何か学会とかあるいはそういう専門家の間では、この違いというのははっきりとオーソライズされているのか、あるいはこれは横須賀がこういう目標を持って、こういうものを一貫と呼んでいますということで、こういう基準で書かれているのかということなのか、そのあたりの説明を再度お願いいたします。

(学校教育部長)

今、委員長がおっしゃったように、連携と一貫の違いをはっきりと学会的に明記されているのかということ、現時点の中ではそこまではっきり、連携はこう

で一貫はこうだという区別はされていないというのが現状です。ですから、全国的に見れば、一貫といいながら連携的な交流的なことでやっていって一貫と捉えている地区もありますけれども、横須賀市としてはこれまで小中連携ということではずっと取り組んできていただいて、ある程度小と中とでつながりというのが深まってはきているんですけども、教育方針をともに考えて同じ方向を向いてやっていこう、指導していこうというところまではまだ進んでいなかった。しかし、小中一貫として、やはりこれから9年間の子どもの学びを考えれば、そこまで踏み込む必要があるだろうと考えて、横須賀として小中一貫と連携をこういう区分けをしようというふうに考えています。

(森武委員長)

わかりました。今の説明で大部分わかったんですけども、そうしますと、9年間の学びの中で目標などを設定されるというときに、それは横須賀市全体として小中を9年間で捉えて一つの市全体の目標を掲げられるのか、やはりブロックごとにまた何々ブロックの9年間の目標という形でしていく、それも突き詰めていくと他都市でやっているような、本当の一貫校みたいな位置づけになっていくかと思うんですけども、そのあたりというのは、今からスタートされてどンドンいい方向に行くかとは思いますが、最終的な横須賀市の目標とか目指すところというのがあれば教えてください。

(学校教育部長)

市としては、実施計画等で横須賀の目指す子ども像というところを掲げています。指導の方針という形でも出しています。各学校はそれをもとに自校の学校経営方針、あるいは学校教育目標というものを立てるんですけども、今度はそのブロックで子どもたちの実態に応じた教育方針をこうしようという、それぞれのブロックでまずはつくっていくという形になっていくと思います。最終的には、こちらで示している、目指す子ども像に近づく子どもたちに9年間をかけて育てていくということがゴールというように各学校も捉えてくれるというふうに考えています。

(森武委員長)

わかりました。ありがとうございます。

(荒川委員)

質問ではないんですけども、この冊子を見させていただいて、これが新年度に先生方に配られて、小中一貫、小中連携について大分イメージできるもの

があるのかなというふうに思っで見させていただきました。その中で、24ページに、黄色い囲いで「小中合同レク大会」とあって、今までの連携では、先生方の連携の部分がたくさん出ていたのですが、ここで初めて子どもたち、児童・生徒の動きが出てきて、とてもほほえましく思ったんです。ですから、こういうような取り組みを提示して、他のブロックの子ども、先生方の頑張りももちろんなんですが、子どもたちの様子が見えるような連携とか、そういう活動がふえていったらいいなと思いました。

それから、最後のページにも聞かせていただいた言葉とかというので、ちょっとなごむような連携の部分で出ていて、こういう言葉できっと取り組まれる先生方も肩に力を入れなくて、ふっと息を抜いて取り組んでいただけるきっかけにもなるのかなと思いました。

ですから、この冊子を配って終わりではなくて、今後さまざまな場面で、今言ったようないろんなところで取り組んでいらっしゃることを発信していただけたら、さらにいい形で進んでいくと思いましたので、よろしく願いいたします。

報告事項（４）『中学校スクールランチ充実の取り組み（第３回試行）に関するアンケート結果について～（仮称）横須賀給食弁当実施事業～』

（学校保健課長報告）

それでは、報告事項（４）「中学校スクールランチ充実の取り組み（第３回試行）結果に関するアンケート結果について、（仮称）横須賀給食弁当実施事業」についてご報告いたします。

説明資料の１ページをご覧ください。

本年２月の定例会でご報告いたしましたとおり、試行の概要、試行の結果につきましては、記載のとおりでございます。

「３ 公費負担額」についてですが、期間中、516個の注文があり、公費負担額は30,960円となりました。

「４アンケートの概要」についてですが、今回の試行結果を検証するため、試行期間後に、常葉中学校の生徒、保護者、教職員を対象にアンケートを実施しました。生徒、保護者は、１、２年生を対象とし、教職員は全員を対象としました。配布数、回収数、回収率は表に記載のとおりです。

２ページをお開きください。「５アンケート結果の速報」についてです。

まず、「（１）生徒」のアンケート結果についてですが、①は、第１回・第２回試行での注文経験についてで、38.7%が「注文した」と答えた。②は、今回の試行での注文頻度についてで、「ほぼ毎日」が、4.9%、「週１

～2回程度」が11.3%、「期間中1～2回程度」が20.8%で、合計すると37.0%が期間中に1度は「注文した」と答えました。③は注文したごはんの量についてで、並盛56.2%、小盛33.3%、大盛10.5%でした。④は量の感想についてで、「ちょうどよかった」が68.0%と全体の3分の2以上を占めました。

3ページをご覧ください。⑤は味の感想ですが、「おいしかった」が53.8%、「ふつう」が41.3%で、「おいしくなかった」の4.8%を大きく上回りました。⑥は、注文した理由についてで、「自分の好きな献立があったから」が59.2%と一番多く「当日注文できたから」が35.0%、「価格が安かったから」が21.4%と続きました。⑦は、注文しなかった理由ですが、「家から弁当を毎日持ってくる」が77.9%と非常に多く、「コンビニで買った方がよいから」が22.1%、「自分が食べたい献立ではないから」が17.4%で続きました。

4ページをお開きください。⑧は、普段の注文弁当との比較についてで、「普段の弁当注文がよい」が15.8%で、「今回の弁当がよい」の14.3%を上回りましたが、「どちらでもよい」が69.9%と非常に多い結果でした。⑨は、今回のような弁当に関する注文の意向ですが、「ぜひ注文したい」が15.2%、「たまには注文したい」が48.3%で、合計で6割強が注文したいと答えました。

次に、「(2) 保護者」のアンケート結果についてです。①は、第1回・第2回試行での子どもの注文経験についてで、35.0%が「注文した」ことがあると答えました。

5ページをご覧ください。②は、今回の試行での子どもの注文経験についてで、35.1%が「注文した」と答えました。③は、注文した理由についてで、「好きな献立があったから」が72.1%で、生徒と同様に一番多かったのですが、「当日に注文できたから」は、生徒の35.0%と比べて、63.9%と多く、また、「栄養面で安心できたから」も、生徒の12.6%と比べ、42.6%と多い結果でした。④は、注文しなかった理由についてで、「家から弁当を毎日持たせるから」が71.6%で、生徒と同様に非常に多く、「子どもが食べたい献立ではないから」が26.7%、「子どもの量に合わないから」が12.1%で、続きました。

6ページをお開きください。⑤は、公費負担して価格を引き下げたことについてで、「良いと思う」が84.9%でした。⑥は、弁当の価格についての感想で、「ふつう」が68.9%、「安い」が22.6%で、「高い」の8.5%を大きく上回りました。⑦の適当な価格については、350円が42.3%と一番多く、300円が34.1%で続きました。

7ページをご覧ください。⑧は、普段の注文弁当との比較についてで、「どちらともいえない」が58.4%と多いものの、「今回の試行のような弁当の方がよい」が38.5%で、「普段の弁当注文の方がよい」の3.1%を大きく上回り、生徒や教職員とは異なる結果となりました。⑨は、今回のような弁当の注文の意向につ

いてで、「ぜひ注文したい」が14.7%、「たまには注文したい」が67.2%で、合計で8割強が「注文したい」と答えました。

次に「(3) 教職員」のアンケート結果についてです。①は、今回の試行の全体的な感想についてで、「どちらともいえない」が、61.3%で一番多い結果でした。

8ページをご覧ください。②は、前回の試行と今回の試行比べての感想ですが、「良くなった」が48.4%だったのに対し、「悪くなった」という回答はありませんでした。

最後に、③の普段の弁当注文との比較ですが、「今回の弁当の方がよい」は12.9%で、「普段の注文弁当の方がよい」の29.0%より少ない結果となりました。

今後、今回の試行結果を詳細に検証するとともに、第1回・第2回の試行結果と合わせた検証を行い、事業の方向性について検討していきます。

以上で、「中学校スクールランチ充実の取り組み（第3回試行）結果に関するアンケート結果について、(仮称)横須賀給食弁当実施事業」についての報告を終わります。

(三浦委員)

7ページの教職員のアンケートで、「良い取り組みだと思う」、「良い取り組みだと思わない」が同数あるのですが、「良い取り組みだと思わない」という具体的な内容というのはわかるのでしょうか。

(学校保健課長)

ここの理由というのを細かくはとっていないんですが、先生のアンケートのほうの自由意見欄の中には、ふだんの弁当注文のほうを選択肢が多いということで、子どもたちにとってはそのほうがいいんじゃないかというようなご意見があったということはございます。

(三浦委員)

ぜひ、特に「良い取り組みだと思わない」という方の具体的なご意見をできれば聞いていただいて、これを将来推進するんでしたら、そこを改善していただいたほうが良いような感じがするものですが、その辺はいかがでしょうか。

(学校保健課長)

可能な限りそのような形でやっていきたいと思えます。

(齋藤委員)

お尋ねしたいのですが、今回3回目で、これまでのアンケートで改善してほしいという要望が多かった当日注文ができるようにとか、そういうことに関しては今回はそれができるようになって、このお弁当がいいという意見が増えているのは、そういう利便性が増したからかなと思います。それでこの後の方向性なんですけれども、こうしたアンケートを踏まえて方向性を考えていくというお話だったんですが、この後、さらに第4回目の試行とかそういうことはおやりになるご予定なのか、一応3回までのところで方向性を出そうとされているのか、それはどちらでいらっしゃいますか。

(学校保健課長)

今回のいわゆる弁当注文の充実という形での取り組みは3回試行させていただきました。結果を詳細に検証して今後の方向性も検討することになりますが、一方で中学校での給食をやってほしいという声がございます。議会からもそのあたりの市民ニーズをしっかりと把握しなさいというようなご指示をいただいております。来年度、中学校の昼食のあり方といいますか、そういったものに関するアンケートを改めて実施をしたいと考えております。そのアンケートの結果と、それから今回まで、第3回まで行った試行結果と、それを全て総合的に検証する中で、最終的に方向性を検討していくという形になることを今は想定をしております。

(齋藤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(森武委員長)

今回、保護者にしろ生徒にしろ注文されたという方が35%ぐらいということで、1回または2回のどちらかにされた方というのはほぼ同数、同じぐらいの35.6%ということなんですけど、これは今回のほうが同日注文で利便性が高かったと思うんですけども、率が同じぐらいになっているというのは、前回までは例えば20%、20%合わせて両方やった人もいたので35%ぐらいだったけど、今回は1回で35%いったのかとか、そのあたりの分析は何かされていますでしょうか。

(学校保健課長)

第1回、第2回個々の検証はしてきて、今回は第3回という検証結果なんですけど、今のご質問のあったことについては、今後詳細に見ていきたいという部分になります。

(森武委員長)

わかりました。あともう一つ、ここには出ていないかもしれませんが、当日注文で比較的注文しやすくした中で、全体押しなべて見たときに何%ぐらいが注文したということになるのでしょうか。ですから、そのとき登校していた数の、2週間なら2週間の相場に対して何食出たかという割合になるかと思うのですが、そのあたりというのは何かデータというのとはとられていますでしょうか。

(学校保健課長)

2月の定例会のときにも一つその点でご質問・ご意見いただいたんですけども、ちょうど1月の時期がインフルエンザがはやっていた時期、それから3年生が受験の出願の関係ですとかでいなかったりというようなことがございまして、実際登校していた人数に対しての詳細な注文率という形ではちょっととれていないという、在籍数でとってしまっていることがございますので、そこは大きく学級閉鎖でという部分については詳細にその部分を抜いた形で今後は率として計算をしていきたいと思っていますので、それについても今後の検証の中で見ていきたいというふうに思います。

(森武委員長)

わかりました。あと詳細な検討というのは、例えばこれからどれぐらいかけてやられて、どういう形でまとめられるとか、予定がわかれば教えてください。

(学校保健課長)

今、もう既にその作業に入っているところですが、できれば来月の定例会の中で報告をしたいということで今、目途に準備をしているところです。

報告事項(5)『学校給食の放射線量測定の継続について』

(学校保健課長)

報告事項(5)「学校給食の放射線量測定の継続について」ご説明いたします。

学校給食の放射線量測定につきましては、1に記載のとおり、平成23年度の後期から民間の検査機関に委託し、給食食材の事前測定と実際に児童に提供した食事の事後測定を実施してまいりました。

2の測定経過に記載のとおり、平成25年度末をもって、給食食材の事前測定は終了し、平成26年度は、提供食の事後測定のみを実施してきました。

3 平成27年度の測定についてですが、今年度の測定結果から、本市学校給食の安全性は確認できていますが、児童の健康管理、保護者等の安心に資するため、

平成 27 年度も提供食の放射線量測定を継続したいと考えております。

なお、参考として、平成 26 年度の放射線量測定に要した経費を 4 に記載させていただきます。

以上で、「学校給食の放射線量測定の継続について」の説明を終わります。

(森武委員長)

それでは、私のほうから 1 点、これは来年度の継続ということでのご説明でしたけども、今年度は来年度と同様に事後測定を 1 年やられたということですけども、その結果、全て検出下限値以下ということだったと思うんですけども、この状態というのはいつごろから続いていて、どういう状況になっているか、もし概略がわかれば教えていただけますでしょうか。

(学校保健課長)

提供食の事後測定につきましては、検出せずという、下限値以下ということで結果になっております。食材の事前測定に関しましては、何度か検出下限値を上回る数値が出ているものがございましたが、それも落ち着いてきたということで 25 年度には終了し、提供食をずっと継続してやってきておりますが、今年度につきましても、前期分は既にホームページにアップしておりますが、後期分が今週 17 日が給食最終日でした。ここまでの分を含めた結果で検出せずということになっておりますが、それについても週明けにはホームページのほうに公開をする予定になっております。

報告事項 (6) 『学校事故について (経過報告)』

(学校保健課長)

報告事項 (6) 「学校事故について (経過報告)」をご説明いたします。

本件は、平成 25 年 8 月 16 日の教育委員会臨時会で、最初に報告いたしました学校事故の第 10 回目の経過報告になります。

平成 24 年 9 月 19 日に発生した学校事故に関しまして、示談前ではありますが、平成 27 年 2 月に、療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして、143,253 円お支払いしました。

これにより、これまでにお支払いした損害賠償金の内払いの総額は、1,745,118 円となります。

本件は、現在開会中の平成 27 年第 1 回市議会定例会教育福祉常任委員会で報告させていただきました。

事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただきますのでお目通しをお願いいたします。

今後とも、学校と連携し、誠意をもって、丁寧に対応してまいります。

以上で、「学校事故について（経過報告）」の説明を終わらせていただきます。

（質問なし）

報告事項（7）『平成 26 年度横須賀市スポーツ栄光章表彰式について』

（スポーツ課長）

スポーツ課から 2 月 14 日（土曜日）に開催しました、平成 26 年度横須賀市スポーツ栄光章表彰式の報告をさせていただきます。

スポーツ栄光章は、市内に在住、在勤、在学の方で、国際大会等に出場し顕著な成績を収めたチーム及び個人を対象に、それぞれの活躍が本市スポーツ活動の発展に寄与し、活気あふれる市民生活の実現や青少年等の意欲の向上につながることの功績を称えるために表彰するものでございます。

本年度は、団体 21 チーム、個人 72 名の方が受章されました。

表彰式は、ヨコスカ・ベイサイド・ポケットにおいて、午前 9 時 30 分から行いました。出席された受章者の方全員に、市長から表彰状、教育長からメダルを受けていただきました。

また、ご来賓として市議会議長、体育協会会長、教育委員、スポーツ推進審議会委員の皆様、また県議会議員、市議会議員の皆様等にもご出席いただきました。

さらに、受章者ご本人のほか、チームの関係者、ご家族の方等にも多数お越しいただき、表彰式は約 1 時間ほどで終了いたしました。

また、表彰式のあとに特別講演を併せて行いました。株式会社鶴見総合体育研究所 代表取締役で、体操の白井健三選手のお父様であります白井勝晃氏を講師にお迎えしました。演題は、「夢をつかみとるには」と題しまして、ご自身の経験や白井健三選手の育成について、貴重なお話しをいただきました。

以上で平成 26 年度スポーツ栄光章表彰式の報告とさせていただきます。

（質問なし）

報告事項（8）『横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果について』

（中央図書館長）

報告事項（8）、横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果についてご説明

いたします。

調査の目的は、平成 24 年度に策定いたしました、第 2 次横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗状況を把握するため、計画の重点取り組みである小学生、中学生の読書の実態調査を行ったものです。

2 の調査概要、(1) 調査内容については、お手元の緑の表紙の調査結果報告書の 9 頁をお開きください。こちらは小学生への調査票で、設問は 3 つです。問 1 は、第 2 次横須賀市子ども読書活動推進計画の指標であります、1 ヶ月間の平均読書冊数です。問 2 は、本を読むことが好きか嫌いかという、読書に対する意識について、問 3 は、学校図書館の利用状況について、の調査です。

11 頁をお開きください。こちらは中学生への調査票で、設問は小学生と同じ内容です。

説明資料にお戻りいただきまして、2 の (2) 調査対象ですが、小学生は、市立小学校全 46 校の 4 年生、5 年生、6 年生の各学年第 1 組に、中学生も、市立全 23 校の 1 年生～3 年生、各学年の第 1 組に調査を実施しました。

なお、(3) に記載のとおり、昨年までの調査から、調査対象を変更しています。調査の基準年である平成 23 年度、及び第 2 次子ども読書活動推進計画期間初年度の平成 25 年度に行った調査は、小学校、中学校それぞれ 10 校程度の抽出で行いましたが、昨年、25 年度調査結果を教育委員会議にご報告した際にご指摘いただきましたとおり、小学校、中学校ともに、各学校の調査結果に最大で 2 倍以上の差が生じたことを踏まえ、学校抽出調査では経年変化が把握できないことから、今年度から全校を対象の調査といたしました。またこれにより、各学校ごとの経年変化についても把握し、全体の調査結果と併せて、各学校にフィードバックできることとなります。

なお、調査人数については資料に記載のとおり、昨年度の学校抽出調査では、小学生・中学生合わせて 2,068 人でしたが、今年度は全校を対象として 6,568 人となりました。

次に、(4) 調査の実施期間は記載のとおり、(5) 調査基準は、平成 26 年 11 月の 1 ヶ月間です。

次に、3. 調査集計結果については、調査結果報告書で説明させていただきます。では、緑色の表紙の冊子の、2 頁をお開きください。

問 1 の 11 月 1 ヶ月間の読書冊数の調査結果ですが、本、マンガ、雑誌のそれぞれ平均冊数を計算し、全国平均と比較しています。その中で、一番上の表の太線で囲いました「本」の平均読書冊数について、本市の小学生、中学生は、いずれも全国平均を下回り、また、前回調査との比較では、小学生は前回 8.1 冊から今回 6.4 冊と、1.7 冊の減、中学生は 3 冊から 2.9 冊と、0.1 冊の減となりました。

また、この調査からは、1カ月間に1冊も本を読まなかった児童・生徒が把握でき、この結果は、2頁の一番下の表ですが、小学生では10.4%、中学生では39%の児童・生徒が、1カ月間に1冊も本を読みませんでした。

大変申し訳ありませんが、ここで2か所の資料訂正をお願いいたします。

報告書2頁の7行目、こちらは11月1カ月間に本を1冊も読まなかった児童・生徒についての記載で、「小学校の児童は前回よりも0.6%減り」と記載しておりますが、正しくは「0.6%増え」であり、続いて「中学校の生徒は前回よりも1.7%減っている」と記載しておりますが、正しくは「1.7%増えている」となります。大変申し訳ございませんでした。

3頁をご覧ください。問2の、本を読むのが好きかという問いでは、「とても好き」、「好き」と回答した児童・生徒を合わせると、小学生では81.8%、中学生では75.9%で、前回調査に引き続き多くの児童・生徒が読書に好感を持っています。

そして、好き嫌いによって読書冊数に大きな差があり、3頁中段の表が、小学生の間1の読書冊数と、問2の読書に対する意識のクロス集計となりますが、小学生で本を読むのがとても好きと回答した児童の平均読書冊数は11.5冊で、大嫌いと回答した児童は1.3冊となっており、その下の中学生の表では、とても好きと回答した生徒の平均読書冊数は6.4冊、大嫌いと回答した生徒の平均読書冊数は0.3冊となっております。

4頁をお開きください。次に、問3の授業以外の学校図書館の利用状況ですが、「毎日利用する」「ときどき利用する」の回答を合わせますと、小学生では51.8%、中学生では22%となりました。

次に、3には、学校図書館コーディネーター派遣校の26年度の状況を、また、4には、第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の目標値との比較を記載していません。計画の成果指標は5つありますが、今回の調査からは資料に記載の、「1カ月間の平均読書冊数」と、「1カ月間に本を1冊も読まない子どもの割合」の2点について把握することができました。

なお、計画の目標値は4の表の一番右の欄で、平成25年度から5年間の計画期間といたしました最後の年度、平成29年度の目標値であります。

5頁をご覧ください。5の調査結果の分析ですが、4点記載しております。1点目は、調査結果全体について、調査方法を変更したことにより、今回の調査では、前年度比較による改善や経年変化の把握ができませんが、小学校の調査結果からは取り組みの成果が少しずつ表れています。

2点目は、学校図書館コーディネーター派遣の効果について、小学校への派遣9校は、全ての調査結果について良い傾向がみられます。

3点目は、学校図書館の利用について、小学校では特に、授業以外で学校図書館を活用する児童の割合が、学校図書館コーディネーターを派遣している学校のほう

が高く、学校に人がいることの効果が高いことがわかります。

4点目は、中学校への取り組みについて、中学校では、学校図書館コーディネーター派遣校に改善が見られないため、中学生の現状を踏まえた効果的な取り組みを検討する必要があると考えています。

7頁以降は、調査実施にあたって学校にお配りしました資料を添付しています。説明資料にお戻りください。

4の結果の公表及び報告ですが、横須賀市のホームページ及び先生方が見る学校イントラネットに調査結果を掲載するとともに、調査実施校（市立小・中学校全校）には、自校分の集計結果をそれぞれ提供いたします。

また、第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗管理を行う社会教育委員会議に計画全体の進捗状況と併せて報告いたします。

以上で、横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

（三浦委員）

昨年よりも減っているんですけども、調査が、これは去年は何校か選んで調査されたということですか。今年、昨年参加した学校ではどうなっているか、それは集計していませんかでしょうか。

（中央図書館長）

昨年抽出で調査した中に結果がよかった学校、例えば小学校で一番よかった学校は平均で11.8冊読んでいる学校でした。でも、今年度調査では、そこまでの冊数は出なかったという結果でございまして、特に去年よかった学校がそのまま継続してよかったというような結果にはなっておりません。

（三浦委員）

要するに、去年無作為に抽出したんだろうと思うんですけども、今聞きたかったのは、今年悪かったのは、去年やったところ全体が二十何校の分は平均としてはどうなんですか。それは出していませんかでしょうか。

（中央図書館長）

申し訳ありません。去年抽出した学校の特にその平均というのは、今、手元にございません。

（森武委員長）

三浦委員の今のご指摘なんですけども、去年との比較をするためには、やはり去

年選んだ学校の分のデータで今年の分をもう一度処理していただいて経年変化を見つつ、今後は徐々に全部の調査になりますから全部の調査の結果の推移を見ていけばいいかと思しますので、また機会がありましたら、その部分は改めて報告いただければと思しますので、それは数値としては持つておられるということなので、今後の機会ということでお願いしてもよろしいでしょうか。

(中央図書館長)

そういたします。申し訳ございませんでした。

(齋藤委員)

今、お二人の委員の先生からのご指摘のように、やはり比較するためには、ぜひ前年選んだところと比較をやっていただきたいのですが、あとは本を読むのが大嫌いという子もかなりいるわけです。その嫌いな理由は何ですかと聞いても、大体それは想像つくんですけれども、本の場合は恐らく黙っていても勝手に読む子も中にはいると思えますけれども、ある程度は親御さんなり、あるいは学校なりが、いわば読書というのは楽しいもんだというふうに導いていくことが必要だろうと思うんです。ですから、そういう意味で、本により親しむとか、特に学校図書館を今よりも使ってもらうためには、授業と図書館をうまく連携させるということが多分必要なのだろうと思しますので、図書館だけのご努力ではなくて、学校現場とそういう意味で両方力を合わせて子どもたちに読書に親しませるという、そういう努力が必要かなと思えます。ぜひ学校現場と図書館と両方で協働してそういうことをお考えいただけると、今、急には無理でも、将来的にはぜひそういう取り組みをやっていただければと思えます。

(教育指導課長)

今、ご指摘いただいたように、学校教育の授業の中で、やはり推進していくのは非常に大切だと思っておりますので、教育指導課で持っております「子ども読書活動推進事業」、これを活用し、さらに拡充してやっていければと思えます。

(森武委員長)

私のほうから1点お伺いしたいんですけども、5ページの調査結果の分析の(4)番ということで、中学校ではなかなか学校図書館コーディネーターを派遣しても数値が改善が見られないということで、もう少し別のとか、もう少し深い問題があるのかなということを多分示唆されているのかなとは思っておりますけども、何か効果的な取り組みというものの糸口みたいなものがあればご紹介いただければと思っております。

(中央図書館長)

中学生は学校での取り組みだけでなく、市立図書館との連携の事業を地域的に始めているところでございます。図書委員が紹介する本の企画展示を北図書館で展示するとか、それからポップという本を紹介する紹介文を書いていただくとか、また関東学院大学の司書課程の学生さんたちとのコラボ企画の読み聞かせなどとか、そんなことを通して、学校の中もさることながら、市立図書館のほうの行事にも参加することで興味を促すことは進めていこうかというような話はしております。

(森武委員長)

わかりました。ぜひ進めていただいて、少しでも改善できればと思います。お願いいたします。

日程第3から日程第5は、人事案件であるため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成27年3月20日（金） 午後5時14分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋